

論文

昭和13年「阪神大水害」における 旧本山村（現神戸市東灘区）の 災害対応と復旧支援

加藤 尚子*

A Study on Responses to Disasters and Rehabilitation
Assistance of in former Motoyama-mura
(as we know it today Higashinada-ku, Kobe-city)
in the Great Hanshin Flood in 1938

Naoko KATO*

Abstract

In 1938 the Hanshin region was visited by a most disastrous flood. This is history analysis based on a description of the *Motoyama-mura Flood Disaster Record*. The purpose of this study is to examine what kind of action people of Motoyama-mura took in an interval before this disaster recovery. The plan of the paper is as follows: Section II gives an outline of the disaster in Motoyama-mura. Section III describes how villagers tackled many problems in face of crisis. The village offices headquarters performed the decision-making about correspondence to the disaster. Member of the village council of the district which there was little of the damage joined a member of the original village offices headquarters on the next day of the disaster. The head of community played a key role and performed the correspondence to the disaster in their district. Most of evacuees sheltered in the general house which avoided the damage. Section IV discusses the relation between volunteer labor and villagers. The situation of the damage was reported by a newspaper, and a large number of volunteer labor visited Motoyama-mura. The village offices headquarters adjusted a work area of volunteer labor so that profit of country was not lost. The village offered the lodgings and a meal to the volunteer labor who participated from a distant place. Women of a village performed the care of a volunteer labor. Section V is the conclusion.

キーワード：阪神，水害，コミュニティ，勤労奉仕

Key words：hanshin, flood, community, volunteer labor

* 独立行政法人国立環境研究所
National Institute for Environmental Studies

本論文に対する討論は平成20年5月末日まで受け付ける。

1. はじめに

1.1 本研究の目的

本稿は、昭和13（1938）年「阪神大水害」によって激甚な被害にさらされた旧兵庫県武庫郡本山村（以下、本山村）を対象に、災害発生直後より本山村が直面した状況とそれらに対する諸対応、とりわけ同村の社会基盤の復旧において最大の課題であった土砂・流木の撤去作業に対する支援活動について明らかにすることを目的とする。

1.2 研究の方法

本研究は『本山村水禍録』¹⁾という史料にもとづく歴史分析である。ここで言う歴史分析とは、即時的な視点で書かれた史料を読み解き、そこから当時の社会における現象を現代人の視点で解釈し、再構成し、論点を見いだして考察するという一連の作業を指す。したがって本稿の大半はテキストの要約が中心とならざるを得ないが、この要約という作業そのものが分析者による現代的視点からの解釈によってなされ、そこで再構成された世界から独自の論点を導き、考察をなすものがある。

『本山村水禍録』は、この災害発生を記念して「将来における水禍防止の一助」とするために企画され、同村書記・山本要太郎の手によって編纂された「災害誌」である。村の企画によるため、当然その内容は村当局に不利となるようなものは避けるといった内容の偏りがあると思われるし、当時の時勢を考えれば、記録の全てを開示する自由はなかったであろう。しかし、その問題を差し引いても、編者は人々が村をあげてこの困難に立ち向かった現場にまさにいあわせた人物であり、彼自身、この災害の被災者であったわけで、当時の人々がどのように考え、どのように行動したのかを知るうえで、この史料の価値は高い。このような「阪神大水害」に関する「災害誌」としては、本山村の他に、兵庫県²⁾、神戸市^{3,4)}、神戸市神戸区⁵⁾、神戸市湊区⁶⁾、武庫郡住吉村⁷⁾、神戸市灘区篠原町会⁸⁾のものが現在確認できる。これらの中からまず本山村のものを取り上げた理由は、この村が最も激しい被害をもたらした住吉川の流域にあり、同じ流域にある住吉村の史料に比べてその

内容が充実していたことによる。

本稿は、2において同村における被害状況の概略を述べ、次に3において災害発生から仮設住宅建設・入居に至る15日間を中心に、事項を整理・再現する。そして4では同村の社会基盤の復旧作業に重要な役割を果たした「奉仕団」と、それを本山村がどのように受け入れたのかについて考察する。なお同村の概要・組織等については補足的に『本山村誌』⁹⁾を用いた。

1.3 対象地域の概要

表六甲は六甲山地が海に迫り、平地の乏しい地域である。幕末に神戸港を中心としたわずかな平坦地の市街地化が進むと、人々は急速に背後の六甲山南麓の急傾斜地へと進出し、次いで市街地は長田・須磨といった西神戸、あるいは東神戸では六甲山地を越えてさらに北へと拡大した。六甲山地は山林の伐採や傾斜地の乱開発により明治中期までにはほとんど禿山同然となり、また谷筋の埋め立てや河川の付け替えなどがこれも無秩序に行われ、ただでさえ風化・崩壊しやすい花崗岩によって覆われた六甲山地は、まとまった降雨により頻りに山崩れ・がけ崩れを引き起こし、下流の市街地はたびたび河川災害を被ってきた¹⁰⁾。

本山村は東神戸地域にあった村で、明治22（1889）年の市制・町村制公布に伴い、野寄・岡本・田中・田邊・北畑・小路・中野・森の8村落を合わせて誕生した（同村は昭和25（1950）年に神戸市と合併し、御影町・住吉村・魚崎町・本庄村とともに現在は東灘区となっている）。同村は明治期までは純農村であったが、大正期に入ると神戸市の郊外化がはじまり、大正11（1922）年には神戸市の都市計画区域に編入されている⁹⁾。

1.4 「阪神大水害」の概要

「阪神大水害」は昭和13（1938）年7月5日に発生した。この年阪神地域は梅雨期に十分な降水を受け、既に地層の含水は飽和状態であった。そこへ九州から東海道沖にかけての太平洋沿岸に極めて発達した梅雨前線が形成され、7月3日にはこれが北上して18時頃より雨足が強まり、4日の夕

方にはいったん小康状態になったものの、5日の1時より13時23分まで大豪雨となった。これにより六甲山地各所で斜面崩壊や土石流が発生し、河川は増水・氾濫、流木や土砂・岩石を一気に下流域まで押し流し、市街地全面にわたって家屋の流出、倒壊、埋没といった被害を引き起こした。

1.5 本研究の研究史における位置づけ

従来研究において水害あるいは土砂災害が歴史として扱われてきたのは、まず水害防備林・河川改修などといった水害防御策の技術史、あるいは過去に起きた災害について、地域に残された文書などから、その物理的被災状況を再現するという文脈である。こういった議論の多くは理工学を専門とする研究者によって数多くなされており^{11,12)}など、本稿で取り扱う「阪神大水害」に関する研究もある¹³⁾。また歴史地理学や農業経済学において水防意識や治山・治水あるいは利水との関係から、水害に対する地域社会の諸対応について、例えば水防のためにつくられた地縁の組織や、施設・設備をいかに管理するか、あるいはそれらを建設・維持する中で生じた地域の利害対立といった文脈で論じられているが、その問題関心はいわば平時における水害対応に向けられている¹⁴⁻¹⁶⁾など。

このように研究史が水害予防を重視した傾向にある理由としては、イベントの発生とほぼ同時に被害が発生する地震災害とは異なり、水害は被害が徐々に発生し、その地形などからどのような被害が起こりうるか平時においてある程度想定可能であり、であるからこそ、治山・治水に関する施策が古くから数多くなされ、その過程で発生する問題への関心が大きいということが考えられる。

災害発生直後から始まる地域社会の再生への取り組みに関する研究蓄積は十分とはいえず¹⁷⁾、緒に就いたばかりとあってよいだろう。本研究はこのような研究史の空白を埋めるものである。

2. 本山村における被害状況

本山村を流れる主な河川は住吉川、天上川、大谷川、要玄寺川、宮川、高座川であるが、いずれも六甲山地の南斜面を源流とし、傾斜が急でかつ

その流路延長は短く、最大の住吉川でも約9キロに過ぎない。住吉川は右岸を住吉村、左岸上・中流域は本山村、下流域は魚崎町に接し、河川の水量に比べて土砂の流出量が極めて多いため、その河床は高く、この地域特有の天井川の傾向を持つ⁹⁾。

「阪神大水害」において、同村に最も激甚な被害を与えたのは住吉川の氾濫であった。7月3日および4日の豪雨によって同川上流部の両岸が崩壊し、流木とともに巨岩を含む土砂が下流へ流出して川底を約2メートル持ち上げ、5日7時頃には同川に架かった阪神国道の橋の通行が危険なほどにまで水位が高まった。8時頃には大規模な山崩れが発生し、阪急線鉄橋の北約100メートルの地点で右岸住吉村側の堤防が決壊し、10時頃にはそこよりさらに上流100メートル付近で左岸本山村側堤防が決壊した。水は一気に野寄地区を襲い、泥流は第二小学校付近を経て田中地区へ到達した。土砂の堆積は甲南高等女学校付近では約3メートルにも達した。水は省線（現在のJR神戸線）・阪神国道を越えて東進し、大谷川・天上川系の洪水と合流して下流の魚崎町に流れ込み、ここでも大きな被害をもたらした。

大谷川流域は暗渠となっていたためそれが塞がれ、溢れ出た水は岡本地区南部一帯に及び、住吉川の氾濫水と合流して田中地区に流入した。

天上川流域では岡本八幡谷より水の勢いが増し、岡本八幡神社を倒壊させ、付近の家屋のみ込みながら北畑地区に入り、両岸に氾濫しながら下って省線・阪神国道間に溢れ、魚崎町へ達した。

要玄寺川流域では北畑妙見谷より伊勢講田の開墾地を崩壊させ、河道を変えて北畑地区に出て小路地区を泥土化した。要玄寺川左岸の耕地は水没し、支流の水と合流して省線・阪神国道へ達した。

宮川流域では稲荷神社前より南下し、駐在所を破壊し、阪急線を越え、省線のガードを土砂で塞ぎ、阪神国道付近一帯を水浸しにした。

高座川流域は芦屋川の上流部であるが、その上流域には非常に崩壊しやすい場所があり、著しい土砂・岩石の流出を見た。高座橋は破壊され、流れは一気に下流へ向かい、芦屋川本流と合流して氾濫し、芦屋市域に激甚な被害を与えた⁹⁾（図1）。

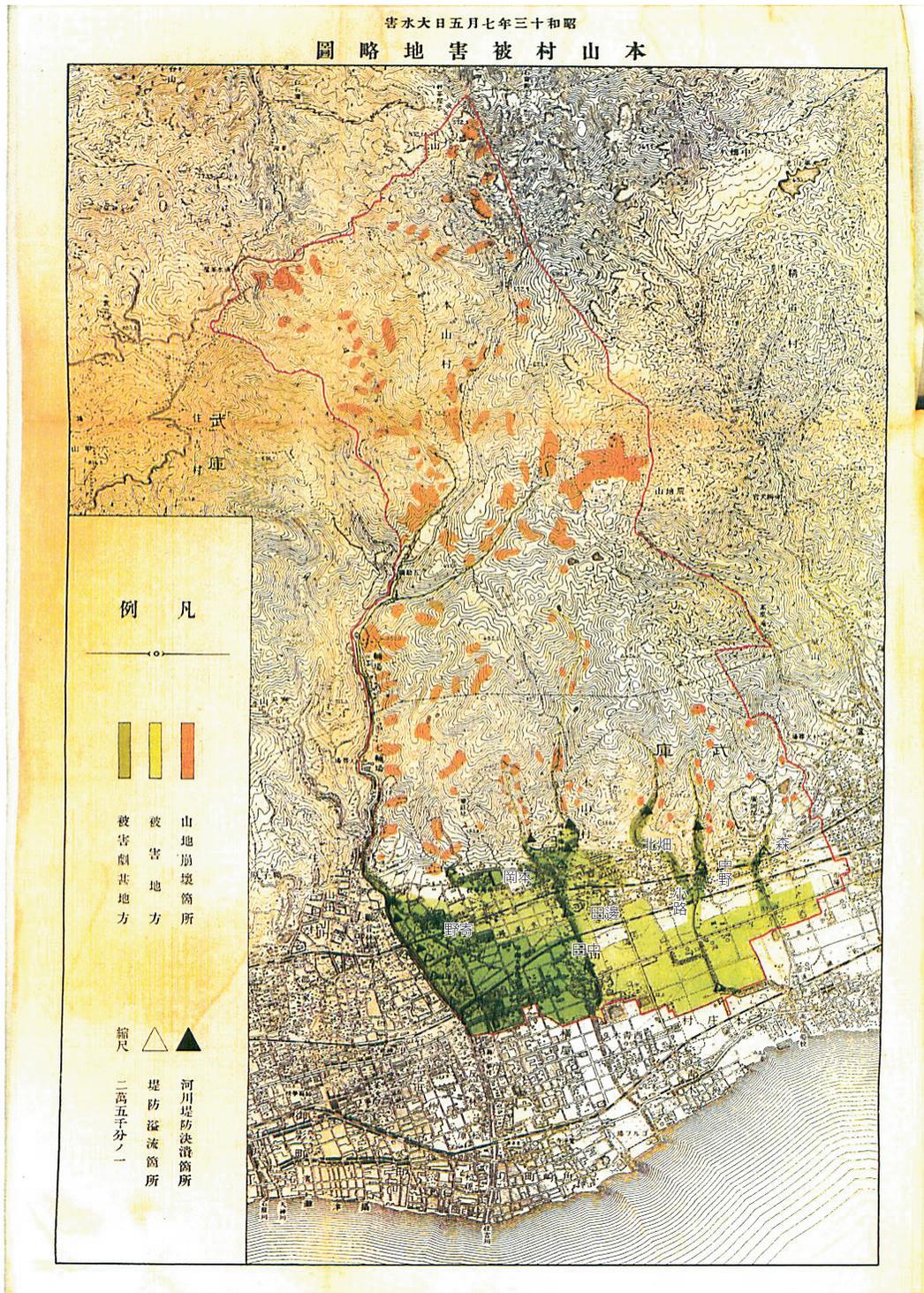


図1 本山村における被害
本山村役場(1940)折込図より転載(地区名は筆者)。

この災害によって同村では男性6名(内子供1名)・女性5名(内子供1名)計11名の死者を出し、その他重軽傷者は376名におよんだ。また住宅の被害は、全戸数3102戸のうち流出50戸、全壊221戸、半壊427戸、床上埋没112戸、床下埋没208戸、床上浸水80戸、床下浸水1100戸の計2198戸、総被害見積額は2,533,000円で、そのうち農業被害は、耕地の流失面積約16万m²、埋没面積約20万m²、浸水面積約9万m²、作付被害額は約58,500円、山林被害は約20万m²、牛馬の被害は5頭であった。なお同村の各地区における被害状況は表1の通りである。

3. 役場・村会および地区の対応

3.1 災害発生当日

災害発生当日である7月5日の6時に役場吏員に特別召集がかかり、各地区の出水・被害の状況調査が行われ、防水対策に迫られた。9時20分には大規模な山崩れが発生し、逐に河川の氾濫が始まったため、村長以下役場吏員全員で各地域に赴き、消防組・青年団員と共に防水対策をとるとともに、更なる被害への警戒にあたった。午後に入ると住吉川流域の被害が拡大したため、役場関係者全員で野寄・岡本・田中地区へ出動した。夜に

入ってからは住吉川警戒のために他地区消防組員の出動要請を行い、野寄へは田邊、岡本へは森、田中へは中野の各消防組員が加わり、吠の注文・運搬、土俵の作製・積上などの応急防水工事を行い、警戒は夜を徹して行われた。

なお役場本部は、村長・助役以下6名より組織された。また役場吏員の災害救援のための事務分掌は、16時に大枠として罹災民係8名、衛生係3名、庶務係5名と定められたが、実際にはそれらの枠を超えて災害救援にあたった。

避難者への対応の中心は、負傷者の応急手当、避難所の準備・炊出し等であった。災害発生当日の午後になされた各避難所における避難者数の概数調査によれば、避難所に収容された避難者は約4150人で、第一小学校300・第二小学校800・田中公会堂300・岡本公会堂250・甲南高校300・野寄公会堂200人の各施設計2150人のほか、一般民家に2000人の避難者がいた。この数字にもとづいて役場本部が炊出し計画を立て、17時から役場本部全員で夕食の炊出しを行った。役場本部は配給を「一人一回米一合、香物米一斗に五百匁」と決め、役場・第一小学校・田邊地区の民家等で炊事を行い各避難所に配給することにしたが、作業に手間取り、配給が行き渡ったのは23時頃であった。

表1 本山村における各地区の被害状況

地区名	人的被害(人)				住宅被害(戸)									道路決壊(箇所)	橋梁(箇所)	
	死者	行方不明	負傷		流失	全壊	半壊	床上埋没	床下埋没	床上浸水	床下浸水	合計	全戸数		流失	決壊
			重	軽												
野寄	3	5	4	68	34	139	140	34	53	31	50	481	540	10	3	2
岡本	-	-	3	45	6	14	50	6	-	24	300	400	660	15	5	3
田中	1	-	-	66	6	65	225	70	122	18	95	601	698	7	-	1
田邊	2	-	-	10	2	-	1	-	-	-	100	103	170	3	2	1
北畑	-	-	-	7	-	-	2	-	-	-	130	132	294	2	1	2
小路	-	-	-	5	-	-	-	-	1	-	100	101	148	1	1	-
中野	-	-	-	11	2	3	4	-	25	-	125	159	194	2	2	1
森	-	-	-	18	-	-	5	22	7	7	200	221	398	3	1	2
合計	6	5	6	230	50	221	427	112	208	80	1100	2198	3102	43	15	12

本山村役場(1940)p.21.より作成。5名の行方不明者は後日すべて遺体で発見された。

3.2 応急復旧体制の確立と行動

次に、災害発生翌日の7月6日より仮設住宅にあたる「避難所バラック（更生園）」に避難者が入居した7月20日までを中心とした、本山村における様々な動きについて見ていこう。

（1）役場本部および村会議員・区長の行動

災害発生の翌日、7月6日の朝8時から役場吏員で分担して第1回被害調査を行った。そして13時から村会議員・区長合同で災害応急対策協議会が、続いて15時からは消防部長・青年団支部長合同の協議会が開催された。災害応急対策協議会では、まず前日の豪雨による村内の被害状況の調査報告および各区における未調査被害状況の聴取が行われ、次に災害応急対策について、避難民の救済（炊出し）と防水工事（消防組・青年団員の出動および吠の供給）について協議された。また区長には「村に対する事務」として区長会出席と村が計画した災害対策の遂行が求められ、かつ部落内での災害応急対策、罹災民救助、炊出し、避難所斡旋、部落内の復旧土木事業や奉仕団の指揮、罹災民に対する慰問品・見舞金の分配、出征軍人家族への特別救助、伝染病予防や衛生指導の徹底が「部落としての事務」として求められた。

ここで役場本部は災害臨時応急事務分担を表2のように決定した。各係には被害の大きかった野

寄地区3名、岡本地区5名、田中地区3名の村議の名前は見られず、比較的被害の軽かった田邊・北畑・森・中野・小路地区の出身村議で構成されている。なお村長は中野地区の出身である⁹⁾。

8日には災害応急対策の打合せのため助役が、9日には災害復旧に関する打合せのため村長が県庁に出向いた。

9日は2回目の被害調査が行われた。また吏員の昼間勤務時間を午前7時から午後7時までと定め、夜勤者を甲4・乙4・丙3名の3班に分けて勤務すること、村会議員は10日以降1日1回役場に登場することが決まった。

10日には村長・助役・村会議員一同が被災者宅を見舞った。

13日には区長会が開催され、住吉川の警戒と応急対策、応援に来ていた消防組の工事分担、炊出しの打ち切り、人夫の賃金、各区の土砂搬出応急工事と復旧工事に関する希望（「将来国道ヲ河底へ下ゲルコト」「阪急住吉川ノ橋ヲ釣橋ニスルコト」「水道路住吉川ノ橋ハ木橋ニスルコト」「将来出来ルダケ河幅を広ムルコト」「野村氏邸宅附近ノカーブヲ直スコト」）について話し合われた。

14日には村長が災害復旧対策について協議するため県庁に出向いた。

16日は10時より村会を開会し、災害復旧に関する臨時経費を決議した。13時から県議事堂で開か

表2 災害臨時応急事務分担の構成

係名	事務内容	村議（出身地区）	役場吏員
配給係	受給世帯調査	1名（田邊）	2名
	食事炊出及配給	1名（北畑）	1名
	慰問品の配給	1名（北畑）	1名
	罹災者の慰問	1名（田邊）	1名
救護係	保健衛生に関する事項	1名（森）	1名
	医療救護に関する事項	1名（中野）	1名
調査係	罹災民被害調査	1名（森）	1名
	神社寺院その他公共物被害調査	1名（田邊）	2名
復旧係	土木応急復旧事項	1名（北畑）	1名
	公共物建物応急復旧	1名（小路）	1名
庶務係	金銭出納	1名（森）	2名
	物品購入その他	1名（北畑）	2名

本山村役場(1940)p. 34. より作成。なお村議の出身地区については本山村誌編纂委員会(1953) pp. 204-206; 210. を参照した。なお、係の兼務はない。

れた罹災市町村配給関係事務主任打合会には書記が参加した。

7月17日より31日まで村会議員は4班に分かれて活動することになった。ここでようやく、7日の災害臨時応急事務分担からは外れていた野寄・岡本・田中地区出身の村議（岡本地区の1名を除く）が事務分担に加わった。

（2）被災状況の視察・調査、見舞

本山村の被災状況を視察することを目的として、7月7日の関谷兵庫県知事を皮切りに、9日には前田代議士および山口県会議長一行、11日には住吉川被災地視察のために末次内務大臣、12日には兵庫県参事会員が来村した。また17日には坂内内務省地方局長・松村計画局長および技術官が調査のために、19日には衆議院議員川上丈太郎氏が災害見舞のために来村した。

皇室関係からは、10日に大金益次郎侍従が「御差遣はされ」、また高松宮殿下も視察に訪れた。その後、8月26日には兵庫県における「御下賜金伝達式」が、10月25日には同村における「御下賜金伝達式」が行われている。

（3）衛生面の対応

衛生面の対策として、まず各地区飲料水の消毒が7月7日より8日間行われることになり、役場衛生係1名と臨時雇1名が、各区の衛生役員とともに全村の1325箇所の井戸に「カルキ」を施薬した。また10日には応急共同便所が野寄・田中両地区に各々10基設置された。

また水害後の伝染病を予防するため、県衛生課は医師・技手・看護婦を防疫班として派遣し、警察官及び各区の衛生警備員とともに村内各地区の住民6229人および各工場の職工482人に対して、12日から12日間にわたりチブス予防接種を行った。また村内の4箇所の医療施設でも希望者に対し随時予防接種が行われた（527人に実施）。さらに13日には田邊以東の衛生組合理長会が開催され、被害が甚大な野寄・岡本・田中の各区民に赤痢予防ワクチンとチブス予防ワクチンを配布することが決まり、15日に田邊1・北畑2・小路1・

中野2・森3人の衛生組合役員が出動してこの3地区に配布した。さらに8月11日から17日まで各地区で「臨時清潔法」が実施された。これは床下を乾燥させ石灰を散布し、床上浸水家屋においては家屋を十分に乾かし、畳・建具は裏表ともに日光をよくあてて乾燥させ、台所・流しは清水で洗い、食器類は熱湯消毒または煮沸、土砂は適当な場所に搬出し、建物破片は整理、塵芥は適当な場所で焼却、下水溝渠はよく浚渫し、便所は石灰で消毒するというものであった。昭和13年度の伝染病発生数は54人（昭和12年度は68人）であり、このような施策の徹底によって、この水害に起因する伝染病の蔓延は見られなかった。

（4）避難所および避難者への配給

災害発生の翌日（7月6日）に各避難所に収容された避難者数は約3000（第一小学校200・第二小学校500・田中公会堂250・岡本公会堂200・甲南高校250・野寄公会堂100・一般民家1500）人であった。6日の食事の配給は3食で、小路・北畑地区へも炊出しを依頼した。

7日からの4日間は、役場本部は本部のスタッフおよび第一小学校に避難している人たちの分を担当し、第二小学校と甲南高校に避難している人たちへは東部5区（田邊・北畑・小路・中野・森）の婦人会員に炊出しを依頼した。また岡本・野寄・田中の避難所以外にいる避難者に対しては各区で炊出しを行った。

食事の配給数および配給先はその都度役場本部の配給係が指揮し、「一人一回米一合五勺、香物米一斗に五百匁」とし「各部落一回三斗」までを握飯にした。配給時間は朝食7時・昼食11時・夕食5時と決められ、器は各区で準備し、米・塩・香物は役場本部が用意した。11日になると、第一小学校の避難者については役場本部が引き続き配給するが、それ以外は各避難所に釜を設け、白米副食物の現品を配給することになった。

配給ルートには第一小学校・第二小学校・田中公会堂・甲南高校（7日からは野寄南配給所がこれに加わる）の各施設での共同配給と、野寄高井宅・岡本公会堂・田中井上宅での地区内自給によ

る配給とがあった。表3は主な配給所を介して配られた握飯数の推移である。甲南高校への避難者が11日に第二小学校に移動し、岡本公会堂は9日まで、田中の井上宅は12日まで、野寄の高井宅は13日までと地区内の自給配給が縮小していき、地区での炊出しは15日を最後に打ち切られた。

表4は主な避難所における避難者数の推移である。これから明らかなように、被害を免れた一般住宅に身を寄せた避難者が圧倒的に多かった。村の避難施設の中心は第二小学校であり、被害の少

なかつた第一小学校は役場本部のスタッフや奉仕団（後述）のための施設となっていた（表5）。

さて、8日に行われた助役と県社会課との協議により罹災者避難所としての「バラック」を建設することになり、10日に入札、12日から材料運搬、続いて基礎工事等の建築が始まり19日に竣工した。同日16時より開かれた区長会で収容者が決められ、20日から入居させることになった。収容期間は120日間で、昭和14（1939）年1月20日には全員退去することが決まっていた。「更生園」と名

表3 炊き出しによる「握り飯」の配給状況（概数、個）

	7月5日	7月6日	7月7日	7月8日	7月9日	7月10日	7月11日	7月12日	7月13日	7月14日	7月15日	7月16日	7月17日	7月18日	7月19日	7月20日	合計	
役場共同配給	第一小学校	250	200	150	150	100	100	50	50	50	30	30	30	20	20	20	20	1270
	第二小学校	700	500	400	400	350	350	350	300	300	250	250	200	200	150	150	130	4980
	甲南高校	250	250	150	150	100	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1000
	田中公会堂	250	250	200	150	150	150	80	80	80	70	70	0	0	0	0	0	1530
	野寄南配給所	0	0	250	250	200	200	150	150	150	120	120	0	0	0	0	0	1590
	計	1450	1200	1150	1100	900	900	630	580	580	470	470	230	220	170	170	150	10370
地区自給配給	野寄・高井宅	300	350	200	200	200	200	200	200	0	0	0	0	0	0	0	0	2050
	岡本・公会堂	250	200	150	150	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	850
	田中・井上宅	150	150	150	150	100	100	100	100	0	0	0	0	0	0	0	0	1000
	計	700	700	500	500	400	300	300	300	200	0	0	0	0	0	0	0	3900
総計	2150	1900	1650	1600	1300	1200	930	880	780	470	470	230	220	170	170	150	14270	

本山村役場（1940）pp.52-53.より作成。

表4 主な避難所および避難者数の推移（概数、人）

	1938年																	1939年		
	7月5日	7月6日	7月7日	7月8日	7月9日	7月10日	7月11日	7月12日	7月13日	7月14日	7月15日	7月16日	7月17日	7月18日	7月19日	7月20日	8月1日	9月1日	1月1日	
避難所	第一小学校	300	200	150	150	100	100	50	50	50	30	30	30	20	20	20	0	0	0	0
	第二小学校	800	500	400	400	350	300	350	300	300	250	250	200	200	150	150	0	350	0	0
	甲南高校	300	250	150	150	100	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0	0
	田中公会堂	300	250	200	150	150	150	100	100	80	80	70	70	60	60	50	0	150	0	0
	岡本公会堂	250	200	150	150	100	100	80	80	50	50	40	40	30	30	30	0	100	0	0
	野寄公会堂	200	100	100	80	80	80	70	70	50	50	40	40	30	30	30	20	80	20	0
一般住宅	2000	1500	1400	1300	1200	1000	800	800	700	700	600	500	500	300	300	200	400	100	0	
仮設住宅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	198	0	207	37	
総計	4150	3000	2550	2380	2080	1830	1450	1400	1230	1160	1030	880	840	590	580	418	1180	327	37	
計	2150	1500	1150	1080	880	830	650	600	530	460	430	380	340	290	280	20	780	20	0	

本山村役場（1940）pp.50-51.より作成。

表5 炊事場別の炊出し状況

地区	炊事場	炊事人	配給対象	期間	日数(日)	配給のべ人数(人)	所要白米(kg)	
野寄地区	高井宅	地区内奉仕	避難者	7/5-13	9	2050	1380	
	南配給所	避難者交代		7/11-15	5	690	465	
岡本地区	公会堂	地区内奉仕		7/5-9	5	850	570	
	第二小学校	避難者交代		7/11-20	10	2580	1740	
田中地区	井上宅	地区内奉仕		7/5-12	8	1000	675	
	公会堂	避難者交代		7/11-15	5	380	255	
田邊地区	各区長宅、他	婦人会			7/7-10	4	3550	2400
北畑地区						4		
小路地区						4		
中野地区						4		
森地区			4					
本部			役場および第一小学校			雇人・小使・奉仕		
役場本部員および出勤人	37	3000		2025				
奉仕団体	7/6-8/22	48		3300	2220			
合計				7/5-8/22	184	21520	14505	

本山村役場 (1940) p. 54. より作成。日数の合計は延べ日数。

付けられたバラックは4棟40戸からなり、共同炊事場4ヶ所、各室電気設備、共同便所2箇所、井戸1箇所が設置された。各戸には上敷6、飯台1、コンロ1、鍋1、茶碗5、箸5、杓子1、バケツ1、杓1、箒1、タワシ1が配給され、炊出しは全て打ち切られた。47世帯198名が収容されたが希望者が多く、「少家族は二世帯一戸に収容し尚共同炊事場の一部に設床四戸を増設」して入居させなければならなかった。

(5) 復旧作業

広域的には、災害発生直後より不通となっていた省線が7月9日に京都・明石間が全面開通し、12日には国道の住吉川橋の上に新しい橋が架せられるなど交通インフラの復旧が進んだ。また7日から11日まで高槻工兵隊百数十名が来援し、住吉川の巨岩爆破および住吉川本流の切り替え工事を行った。村内の復旧工事も着々と進められ、村内各地区では区長の指揮の下、人夫を雇うなどして土砂搬出の応急工事が行われていた。

14日には第二小学校に開かれた学務委員会において第二小学校の災害復旧工事について協議され、18日には土木委員会が開催された。土木委員会は、土砂を取除く箇所の優先順位を決め、工事

の執行方法を「工事請負ハ緊急ヲ要スルニ付知事ノ認可ヲ受ケ随意契約ノ方法ニ拠ルコト(下線筆者)」とした。随意契約請負人には除却土石を被災地の外に搬出し、工事の着手の指令を出す前に承認を受けることが命じられた。工事の監督は土木委員が隔日交代で当たるほか、臨時事務員を雇い入れた。土木委員会はその後、翌年の5月20日の第18回まで開催されたが、第13回(11月14日)の時点においても、土砂採取の一層促進について協議されており、土砂被害の大きさが伺われる。

3.3 被災地への支援活動

次に罹災者への援助や、村内のインフラ等社会基盤の復旧に対してどのような支援がなされたのかについて整理する。

(1) 罹災者への援助物資・見舞金

兵庫県庁からの慰問品は7月6日に地方課より「タオルほか十種千五百点」、また6日・8日・9日の3回にわたって社会課より「蒲団、浴衣ほか十三種にわたり日用必需品三千余点」が届けられた。10日には大阪毎日新聞社と大阪朝日新聞社より、12日には神戸新聞社より水害見舞品が、13日には愛国婦人会兵庫支部より見舞品が届けられ

た。兵庫県下の婦人会や女子青年団からは古着や草履などが贈られたが、それらは「古着ながら洗濯、仕立直し消毒等婦人として細心の注意の下、まめやかに再生されたる品々」であった。

見舞金については、まず災害直後より兵庫県・神戸市および神戸商工会議所関係当局において広く義捐金を募集したものを、各関係者協議の上、各警察署経由で罹災市町村に配分することになった。本山村では7月17日にあらかじめ見舞金分配のため罹災者各戸の被災状況を調査したのち、7月27日付け芦屋警察署長からの「水害罹災者弔慰並に見舞金交付に関する被害調査」の照会に対し、7月30日付けで「1死者六名、2行方不明五名、3重傷六名、4流失家屋五三戸、5全壊家屋二一五戸、6半壊家屋四九五戸」と報告している。結果同村への配分額は16,335円であった。

義捐金には上記のほか3.2(2)で述べた御下賜金、大阪朝日新聞見舞金、県指定農家見舞金、県指定神社見舞金、県交付義捐金およびその追加分、罹災救助下渡金、村取扱義捐金、さらに出征軍人家族へは神戸連隊区司令部および大日本国防婦人会関西本部より「出征応召軍人遺族罹災者58名」への見舞金があり合計128,025.66円であった。

(2) 罹災者への医療援助

本山村内の医療施設も被災したため、医療活動は第二小学校・野寄高井宅・田中公会堂・野寄南配給所・岡本公会堂の5箇所に設置された応急救護医療所において行われた。9日から18日までの10日間にわたって第二小学校と高井宅を担当したのは県立西宮懐仁病院救護班で、第二小学校での診察患者187人・内外傷患者114人・施薬患者65人、高井宅での診察患者175人・内外傷患者112人・施薬患者58人であった。7日から11日の5日間にわたって田中公会堂を担当したのは朝日新聞社救護班で、診察患者125人・内外傷患者85人・施薬患者39人であった。同じく7日から11日の5日間にわたって野寄南配給所を担当したのは毎日新聞社救護班で、診察患者121人・内外傷患者75人・施薬患者45人であった。12日から16日の5日間にわたって田中公会堂と野寄南配給所を担当したのは赤十

字社兵庫支部救護班で、診察患者188人・内外傷患者115人・施薬患者71人であった。岡本公会堂を担当したのは簡易保険局救護班で、期間は9日から15日までの7日間、診察患者176人・内外傷患者120人・施薬患者53人であった。

(3) 復旧作業への勤労奉仕

阪神大水害による被害の状況が新聞によって報じられると、各方面の同情が一気に高まり、勤労奉仕を行う人々が現れた。期間は48日間にわたり、57団体、のべ11360人であった。図2は同村で勤労奉仕を行った奉仕団の属性別のべ人数である。

まず、本山村の村民による互助的な勤労奉仕が見られる。村民が自らの居住域における復旧作業に従事していたことは、記録には見られないが当然行われていたと見なすべきである。ここでいう村民の勤労奉仕とは、自らの居住域から離れ、公に必要とされた場所の復旧へ労働力を提供することを指している。被災当初の記録には特に記載は見られないが、8月10日の区長会での協議事項の中に「勤労奉仕ノ件」という項が見られ、比較的被害の少なかった「東部（田邊、北畑、小路、中野、森）ノ各区各戸ヨリ一人奉仕出動スルコトノ万奉仕セザルモノハ金二円寄付ノコト」とある。

本山村での勤労奉仕の約8割は村外からの支援であり、そのうち最大の奉仕団を送り出したのは学校関係であった。教職員はもとより児童、生徒、学生、のべ4249人が勤労奉仕に汗を流した。兵庫県学務部(1939)¹⁸⁾によれば、県が統制をとり動員をかけたのは男子中等学校と女子中等学校であったが、これらは神戸市のみに派遣され本山村のある武庫郡への派遣はなかった。本山村の史料には中等学校生の参加が記録されているが、これは各学校が自発的に実施したものと考えられる。また、小学校教員および児童の勤労奉仕については、概ね教員が自発的に奉仕団体を組織し、被災地当局と打ち合わせて実施したもので、児童については教師の監督の下、主に高学年に行わせ、危険な場所を避けつつ、毎日約2時間から3時間程度、適当に交代しながら「無理ナキ実施」に努めた。

次に多かったのは青年団による勤労奉仕であ

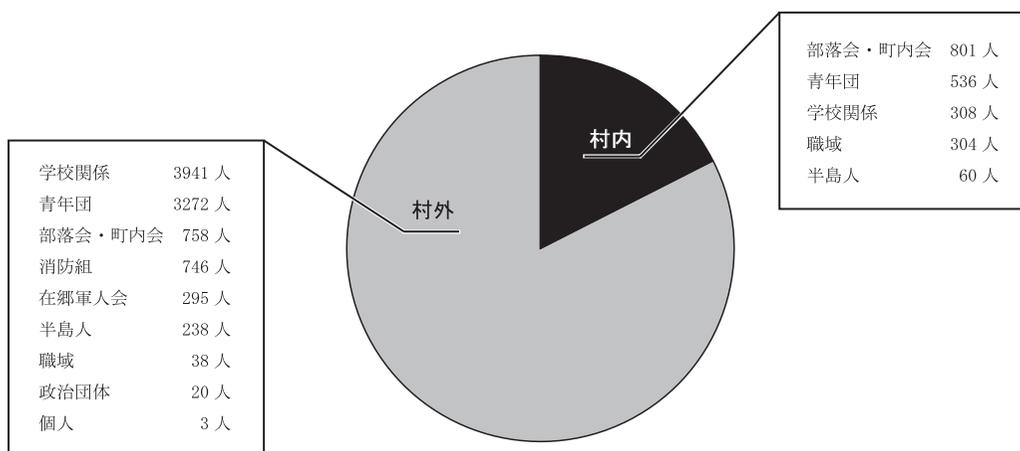


図2 奉仕団の属性別のべ人数（期間：7月6日～8月22日，48日間）
 本山村役場（1940）pp.74-79より作成。

る。7月6日に県社会教育課に「兵庫県連合青年団興国勤労隊動員本部」が設置され，県下の全青年団に動員指令が出された。さらに7月16日には上部組織である大日本連合青年団の勤労奉仕隊出動計画が協議され，本山村には「鳥取県連合青年団員」335名が派遣された。このような動員指令によって青年団員が派遣されたのは全国的にもこの災害が初めてであり（それまでは各々の青年団の任意救援であった），前例がないことから現地の混乱を招くおそれがあるということで，青年団に関しては県社会教育課が統制することになった。また，県下全域の青年団に指令が発せられたことにより，本山村各地区のうち被害が比較的小さかった東部（田邊，北畑，小路，中野，森）の青年団も同様に動員された。

このほか本山村において勤労奉仕を行った者は，消防組，職域，在郷軍人会，政治団体などに属する人々であった。それらに加えて「半島人」による奉仕団も記録されている。この災害では阪神地域に居住する多くの外国人が被災したが，在日朝鮮人は朝鮮半島が植民地化されたことにより「日本人」としてあつかわれたために，統計的には在留外国人に含まれず，被害の実態は分からない。しかしながら彼らの存在は『本山村水禍録』

の中に「半島人の団体奉仕」として本文中に書き留められ，奉仕団体のリスト中には「本山村半島人奉仕団」という同村在住の在日朝鮮人奉仕団のべ60人の活動をはじめとして，「内鮮融和会員」のべ126人，「鳴尾村半島人奉仕団」のべ13人，「良元村半島人奉仕団」のべ128人，「朝鮮基督青木教会」のべ11人という数字が記されている。

4. 考察—「奉仕団」を中心に—

本山村の復旧過程において，最も速やかな措置が必要となったのは，道路や市街地，学校などの公共施設に堆積したおびただしい土砂や流木の撤去作業であった。当時は土木工事ひとつするにしても現代のような進んだ重機もなく，土砂搬出用のトラックがなんとか利用できるような状態であり，復旧作業は人の手にすべてかかっていた。こうした復旧作業の担い手として期待されたのが先に述べた「奉仕団」であった。このような多数の人々を勤労奉仕に動員することがなぜ可能だったのだろうか。また，勤労奉仕を受ける側となった本山村はそれをどのように受け止めたのだろうか。

(1) 「奉仕団」動員の背景

本山村での勤労奉仕活動は，3名の個人参加者

を除けば、基本的に何らかのグループ・団体である「奉仕団」に属する人々によって行われた。

例えば、先に挙げた本山村の村民による互助的な奉仕団の主体となっていた区は所謂部落会・町内会に相当する地縁団体であり、全戸加入が義務づけられていた。区の名によってなされる動員に対して、個人（あるいは世帯）がこの出動を拒否しかつ奉仕の代償たる寄付を拒否することは難しく、どちらかを選ばなければならないという二者択一の強制力が伴うものであったと考えられる。

また、村外の部落会・町内会が奉仕団を派遣した例も見られる。この場合上記のような二者択一の強制力が働いたのか、あるいは単に有志によるものであったのかは不明であるが、団体名としてその部落会・町内会の名を冠していることから、奉仕団の派遣についての決定はその部落会・町内会の総意によってなされ、誰を派遣するのかについてもその意志が反映されたと考えられる。

部落会・町内会は後に1940年9月の「部落会町内会等整備要領」の通達により行政の末端組織として戦時体制に組み込まれるに至る。災害が発生した1938年当時の部落会・町内会は、まだ公式には体制の一翼を担うに至っていないとはいえ、1937年7月の日中戦争開戦・近衛内閣の挙国一致表明から1周年、4月には国民総動員法が公布されるという流れの中で、より強固な銃後組織へと変化しつつあった。こうした時代背景により強化された地域の組織力が災害復旧における勤労奉仕の動員にも非常に有効に働いたと考えられる。

また、多くの奉仕者を派遣した青年団は、平時の奉仕訓練の延長として「興国精神二本ヅク水害救済復興」のために動員された。

青年団の前身である青年会は、当初は市町村のような行政組織ではなく、部落の地縁組織の一つであり、若者の風紀の乱れを正し、精神修養と心身鍛錬を行う場として明治期より展開してきた。やがて日露戦争時の青年会による銃後活動の盛り上がり軍部の目にとまり、次第に行政からの指導が強まる中、青年会の町村単位での統合が進んだ。この動きは全国的な都市連合青年団の結成へと向かい、大正13年には中央機関として大日本連

合青年団が成立、中央集権的な組織体制ができあがった。これ以後、青年団は国民強化の中核組織として位置づけられ、精神修養・心身鍛錬のみならず軍事訓練も含んだ銃後活動が強化され、総力戦体制に飲み込まれていったのである。

阪神大水害において本山村にはのべ3808人の青年団員が勤労奉仕を行った。この中には行政の統制を受けた組織的な動員によらず、各青年団の自発的奉仕活動も含まれてはいる。しかしながら、それだけではこれほど大規模な人員を被災地に派遣することはできなかつたであろう。青年団の被災地への大規模動員は、青年団が先に述べた強力な組織体制の中に織り込まれ、軍隊式の指揮命令系統が確立しており、行政が強い指導を行い得る対象であったこと、そして、そもそも青年団の末端組織（構成員が所属している組織）が地縁的なものであり、先の町内会・部落会同様に地域における社会関係の圧力を受けざるを得ず、動員効率が非常に高かったことによって初めて可能となったのである。これもまた出征兵士の後顧の憂いを絶ち、銃後を守ることを使命として課せられた青年の組織化という、一つの時代の副産物であったと考えられる。

（2）復旧作業の配分—地元利益への配慮—

以上のような勤労奉仕のために来村した人々に対して本山村はどのように向き合ったのだろうか。

まず『本山村水禍録』には奉仕団の作業場に関して以下のような記載がある。

村においては奉仕団体の応援による作業を大体次の如く協定せり

- 1 本山第二小学校の土砂取除工事
- 2 住吉側応急仮堤防の工事
- 3 天上川筋の土砂取除工事
- 4 野寄大日女尊神社及同公会堂の土砂取除
- 5 田中三王神社、岡本寶積寺の復旧工事等を主として奉仕を願ふことに定めたり

（下線は筆者）

この「協定」にはどのような意味があるのだろうか。道路・河川に関する復旧工事は、先に述べたように村の災害復旧予算として計上された中からその費用が支出され、随意契約により業者に工事が発注されている。奉仕団の労働力は、このような業者およびそこに雇われた人夫たちにとって仕事の間を脅かしかねない存在であった。村当局としても災害によって働く場を失った人々に雇用の機会を与える必要があったと考えられ、こうした奉仕団の来訪は嬉しいながらも悩ましい事態であったと思われる。このように考える根拠としては、図3に端的に現れているように、勤労奉仕に訪れた人たちの約7割が第二小学校を作業場として、集中的に割り当てられていることがあげられる。勤労奉仕者をどの作業場に配置するかについては、県は関与せず、各被災地当局の裁量に任されていたから¹⁸⁾、これは本山村当局の意図的な配置であったと考えられる。つまり本山村においては、村内各地に堆積したおびただしい土砂の搬出現場に奉仕団が派遣されることはなかったのである。

このように村当局は、奉仕団の作業場をコントロールすることにより、道路や河川の工事は原則的に業者の受持として守り、地元の利益と競合し

ないよう配慮をしたと考えられるのである。

(3) 「接待」－「奉仕団」への奉仕－

「奉仕団」全体の4分の3は近郷の住民で日帰りによる参加であった。人々はそれぞれに作業用具を持参し、手弁当でやってきた。弁当持参で通うことのできない遠方からの奉仕団に対し、村は「接待」として第一小学校の講堂・裁縫室・教室等を宿舎として提供し、「蒲団は一時借入、枕、下駄等を準備」した。村は奉仕団への食事提供も行い、少人数の場合は第一小学校で炊出しを行い、200名を超える大人数の場合は甲南高校食堂部に賄いを依頼した。

この「接待」について考えてみたい。確かに彼らの「毎日甚大なる被害の跡をしかも三伏の酷熱期、全身に汗しての精神的奉仕振り」は「罹災者は元より村民一同感謝の涙無き能はざる所」であったかもしれない。しかしながら、その奉仕団の活動を「接待」というかたちで支援したのは、奉仕を受けた側の被災者であった。

これに関しても村当局の困惑が窺われる記述が見られる。例えば、7月9日に本山村ほか近隣の魚崎町・本庄町・住吉村の村長が集まって災害応急復旧に関する対策についての緊急協議会を開催

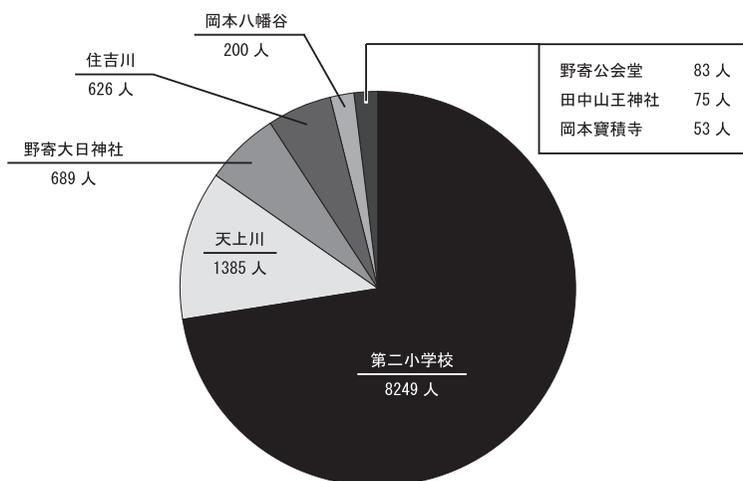


図3 奉仕団の作業場別のべ人数（期間：7月6日～8月22日、48日間）
本山村役場（1940）pp. 74-79より作成。

しているが、その協定事項の筆頭に「応援団に対しての接待方法協定」が掲げられている。具体的にどのような内容であったのかは不明であるが、これら近隣4町村が、提供する「接待」の質を競い合い華美に走ることなく、かつ不公平がないよう協定が結ばれたと考えられる。

こうした「接待」の現場において、食事の炊出しやお茶の世話など、直接的に奉仕団に奉仕する役目を担ったのは、同村の地区婦人会や女子青年団といった被災地の女性たちであった。これは村民による勤労奉仕の彼女たちへの割り当てと考えれば、奉仕団に対し家事労働を提供することで間接的に村の災害復旧に寄与していることにはなる。しかしながら、選択肢として、米・水・炊飯設備などを村当局が提供し、奉仕団の中に炊出し部隊を編成し自炊するよう要請することも不可能ではなかったはずである。またこうした奉仕が女性の仕事として位置づけられていたとしても、村外の女性による奉仕団も来訪しており、そうした女性たちに受け持ってもらうこともできたであろう。

被災地の人々が、自分たちを応援するために訪れた人々に感謝の意を込めて、できる限りの返礼をするという行為自体は自然なものであるが、被災地住民の社会基盤が著しく損なわれた本災害のような場合においてさえ、被災地の人々が「接待」という社会的儀礼を優先させ得たという点は非常に興味深い。

おわりに

昨今、1995年の「阪神・淡路大震災」を契機として、地域住民の連帯による防災活動の必要性が叫ばれ、各自治体は災害対策基本法に基づく「自主防災組織」の育成に取り組んでいる。こうした地域住民による任意の防災組織は、従来からある町内会や自治会を母体として組織されることが多いが、肝心の地域においては、住民の流動化が進み、地域組織は空洞化しており、地縁に基礎を置く町内会や自治会のあり方そのものが問われている。住民の間で「自主防災組織」の必要性は理解されていても、実際に組織を立ち上げ営み管理することは、地盤となるものが崩れてしまっている

今、その難しさは戦前の比ではない。

『本山村水禍録』に描かれた昭和13年当時の本山村は、神戸市という大都市圏に取り込まれつつあったものの、地縁に基づく地域組織の結束力は現在と比べて明らかに強かった。加えて当時の時勢がそれをさらに強化しようとしていた。『本山村水禍録』の扉には「復興気分旺盛なる本山村役場」というタイトルのついた一葉の写真があり、そこには「未曾有大水害 復興に現はせ銃後の力」と書かれた垂れ幕が写っている。銃後が効率的に機能するように作られた戦争のための社会統制の仕組みが、災害という「有事」においても、図らずも非常に機能的に働いたのである。この事実をどのように受け止めればよいのであろうか。

もちろん私はここで単純に、戦時体制に準じた社会組織を作れば現代においてもより機能的な防災組織ができるだろう、というような楽観的な、懐古主義的なことを言うつもりはない。そうではなくて、現代社会にふさわしい防災組織をつくりあげていこうという場面において、過去のシステムが持っていた長所短所—これらの社会組織が災害時に有効に機能し得たのは、平時において日常的に集団行動に適應するための訓練（身体的にも精神的にも）を受けていたことによるものが大きいし、地域の結束力が強かったのは、裏を返せば住民が互いに「隣が何をしているか」を常に知っている関係を保っていたということで、それは当時の人々が生活していく上で必要なシステムではあったけれども、非常に窮屈で不自由で、わずらわしいものだったのも事実である。そして戦後の日本社会は、その不自由さからの解放という強いベクトルのもとで、旧いものを捨て去ってきたのだということを忘れてはならない—を学び、長所を現代的に復活させる方策について議論するのは無駄ではないと考えるのである。

本稿で取り上げ得た内容は一部に過ぎず、多くの問題は資料と紙幅の制限から議論することができなかった。他の複数の「災害誌」を分析する作業にも順次取り組まなければならない。また奉仕団については特に重要な論点と考えるので、他史料と合わせて更に詳細な分析を進め、現代の災害

ボランティアとの相違についても議論する必要がある。これらは稿を改めて検討したい。

参考文献

- 1) 本山村役場：本山村水禍録，本山村役場，128p., 1940.
- 2) 兵庫県救済協会編：昭和十三年兵庫縣水害誌，兵庫県救済協会編，799p., 1940.
- 3) 神戸市役所：神戸市水害誌，神戸市役所，1368p., 1939.
- 4) 神戸市役所：神戸市水害誌附圖，神戸市役所，117p., 1939.
- 5) 神戸區復興委員会編：神戸區水害復興誌，神戸區復興委員会，412p., 1939.
- 6) 湊區役所・湊區教化協同會編：湊區水害誌，湊區役所・湊區教化協同會，805p., 1939.
- 7) 住吉村：昭和十三年大水害誌，住吉村，57p., 1939.
- 8) 篠原協議會：篠原水害誌，篠原協議會，246p., 1939.
- 9) 本山村誌編纂委員会：本山村誌，本山村誌編纂委員会，pp.102-108；12，188，304-313，382-383；111-117；359-360；204-206，210，1953.
- 10) 稲見悦治：山に上る住宅街の悲劇（六甲南麓大山津波の記），地理歴史研究，Vol. 15，No. 8，pp. 61-66., 1938.
- 11) 宮村 忠：水害，中央公論社，221p., 1985.
- 12) 大熊 孝：洪水と治水の河川史，平凡社，261p., 1988.
- 13) 沖村 孝・杉本剛康：神戸市街地における過去の豪雨災害（洪水・人的被害）の分布とその変化，建設工学研究所報告，第33号，pp. 227-244，1991.
- 14) 歴史地理学会編：災害の歴史地理学，歴史地理学紀要18，古今書院，300p., 1976.
- 15) 内田和子：近代日本の水害地域社会史，古今書院，276p., 1994.
- 16) 伊丹一浩：19世紀中葉フランス・オート＝アルプ県の堤防組合，人間と社会（東京農工大学），第16号，2005.
- 17) 蒲田文雄・小林芳正：十津川水害と北海道移住，古今書院，180p., 2006.
- 18) 兵庫県学務部：昭和十三年七月水害復興勤労奉仕，兵庫県学務部，64p., 1939.

（投稿受理：平成19年2月2日

訂正稿受理：平成19年7月24日）